

平成28年7月29日

第 7 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成28年7月29日（金） 午後 2時00分

場 所：すぎや 4階 瑞雲の間

付議事項

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第34号 非農地証明申請について

報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第3号 農地法第18条第6項の規定による届出の受理について

その他

出席委員

1番 荒谷 博司	2番 生田 政行	3番 池田 勝憲	4番 倉本 寛
5番 谷 正典	6番 前田 清文	7番 見藤 進	9番 横段 登
11番 舩田 定則	12番 佐伯 孝行	13番 出来 悦次	16番 北村 正次
17番 平本 真人	18番 高橋 靖之	19番 寺山 喜代登	20番 中川 義則
21番 山城 和彦	22番 長迫 秀	23番 渡辺 哲宏	24番 重森 紀生
26番 灰原 松二	27番 横村 満	28番 大道 正孝	29番 土井 光弘
30番 椋開地 省二	31番 金原 茂之	32番 中野 勇平	33番 坂 孝好
34番 長本 憲	35番 藤原 広	36番 谷 恵介	37番 田中 みわ子
38番 土井 正純			

欠席委員

8番 横田 正教	10番 榎 真太郎	14番 林 武彦	15番 水場 守信
25番 三戸 正宏			

事務局

高屋事務局次長 大番主幹 上川課長補佐 庭月野主任

(午後2時)

議 長：それでは、出席者が過半数に達しておりますので、ただ今から平成28年第7回呉市農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名者に 9番 横段委員, 26番 灰原委員を指名します。

また、本日の欠席通知は、8番 横田委員, 10番 榎委員, 14番 林委員, 15番 水場委員, 25番, 三戸委員 から出ております。

議 長：委員の皆様にお願ひがあります。総会の資料には個人情報が含まれております。個人情報を保護することはとても大切なことなので、くれぐれも取扱いにご留意ください。また、総会中は、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話は電源を切るか、音が出ないようマナーモードにしてください。よろしくお願ひいたします。

議 長：事務局から配布資料の確認について、お願ひします。

事務局：事務局から配布資料の確認をさせていただきます。議案書とともに事前配布した資料1「農地台帳に関する調査を行います!」、当日配布として、資料2「平成28年度「市町村農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度」の加入申込案内及び関係資料の送付について」、JA広島ゆたか広報107号、JAくれだより53号です。ありませんでしょうか。

議 場：(はい)

議 長：それでは付議事項に入ります。議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、蒲刈町宮盛字原山〇〇〇〇番、地目は畑、面積は310㎡の農振農用地です。申請の事由につきましては、譲渡人は遠方に居住しており耕作困難なため、譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲受け経営規模の拡大を図るものです。営農計画につきましては、柑橘栽培を行う予定です。経営面積につきましては、自作地だけで105アールありますので、蒲刈地区の下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

重 森 委 員：24番 重森です。事務局の説明のとおりですが、この近辺が譲受人の土地で、規模拡大につながることになる。よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：（質疑・意見なし。）

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：（異議なし。）

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、蒲刈町大浦字梶屋〇〇〇〇番〇外14筆、地目は畑、面積は合計で5,572.58㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は高齢で耕作困難なため、譲受人である長男の要望により贈与するもので、譲受人は申請地を譲受け経営規模の拡大を図るものです。営農計画につきましては、柑橘栽培を行う予定です。経営面積につきましては、自作地だけで約77アールありますので、蒲刈地区の下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

重 森 委 員：24番 重森です。筆数は多いが、全部立派に耕作されている。息子さんも手伝っている。ご了解をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：（質疑・意見なし。）

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：（異議なし。）

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、郷原町字大鷲〇〇〇〇番〇〇、地目は畑、面積は565㎡の第2種農地です。申請の理由は、譲渡人は高齢で施設に入所しており耕作困難なため、譲受人に無償譲渡するもので、譲受人は事務所及び駐車場として利用する計画です。規模等は、プレハブ建物2棟、下屋及び駐車場6区画を整備するというものです。しかしながら、写真を見てもおわかりのように、すでに事務所及び駐車場として使用されており、農地法に基づ

く手続きが事後になった旨の始末書を添付しての申請となっています。関係法令につきましては、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：9番 横段です。譲渡人は高齢で80歳くらいということです。この土地は譲渡人が以前地上げて道路のレベルまでかさ上げたもので、耕作はしていなかったということです。この土地の東に惣田池があり、また非常に日当たりの良いところで、今回畑として使用せず、始末書を添付して事務所・駐車場で転用申請されるということは非常に残念ではあるが、やむを得ないと判断した。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：（質疑・意見なし。）

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：（異議なし。）

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、川尻町久筋1丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は465㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備用地として利用するため所有権を移転するものです。規模等につきましては、発電容量33kw、太陽光パネル154枚を設置する計画です。関係法令については「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 本 委 員：17番 平本です。現地は国道185号線の広電月の浦バス停からうぐいすラインを約300m西側に行ったところですが、写真の下に見えるのが久筋公園です。見てのとおりに休耕していたが、そこに太陽光を設置するということです。水路等はちゃんと確保されており問題はないと思います。ご審議のほどをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：（質疑・意見なし。）

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：（異議なし。）

議 長： それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長： 3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局： 3番の申請地は、川尻町真光地〇〇〇〇番〇外1筆、地目は田及び畑、面積は合計で845㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備用地として利用するため所有権を移転するものです。規模等につきましては、発電容量49.5kw、太陽光パネル242枚を設置する計画です。関係法令については「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長： 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 本 委 員： 17番 平本です。譲受人は先ほどの議案第33号2と同一で太陽光発電を行うということです。現地は国道185号線広電月の浦バス停からうぐいすラインを約400m上がったところをさらに東に200m入ったところで、水路等はあまり問題とならない場所で、何ら問題はないと考えます。ご審議をお願いします。

議 長： それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場： (質疑・意見なし。)

議 長： ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場： (異議なし。)

議 長： それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長： 4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局： 4番の申請地は、川尻町縄繰〇〇〇〇番〇外5筆、地目は田、面積は合計で4,836㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備用地として利用するため賃借権を設定するものです。規模等につきましては、隣接地と併用して発電容量275kw、太陽光パネル1,232枚を設置する計画です。関係法令については「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長： 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 本 委 員： 17番 平本です。現地は3番で説明したところから約100m下がったところに位置している。写真のラインで囲われた土地の外側に川があり、排水等は申請地から川に流れ

るよう工事するというので、懸念する材料はないと思うので、ご審議よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。なお、本件は、申請面積が30アール（3,000㎡）を超えておりますので、広島県農業会議への意見の聴取が必要となる案件でございます。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：（質疑・意見なし。）

議 長：ないようですので、本件は許可意見と決定してご異議ございませんか。

議 場：（異議なし。）

議 長：それでは、本件は許可意見と決定し、広島県農業会議で意義ない旨の答申を得た場合には許可することといたします。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、安浦町中央北2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は193㎡の第2種農地です。転用目的は、住宅及び駐車場用地として利用するため所有権を移転するものです。規模等につきましては、2階建住宅1棟及び駐車場2台分を整備する計画です。関係法令につきましては「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 川 委 員：20番 中川です。この案件は、毎月出てくる安浦駅裏の再開発事業で宅地造成された場所で、下水道もできており何ら支障はない。ご審議よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：（質疑・意見なし。）

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：（異議なし。）

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：次に、議案第34号「非農地証明申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、倉橋町字石持〇〇〇番〇外1筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で1,129㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成8年頃から耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

出 来 委 員：13番 出来です。字石持の土地は尾立集落への県道に面しているが、周りは全て山林の状態でありやむを得ない。次の字木長の土地は進入路もない状態で、元果樹園だが山林化のスピードが速くやむを得ないと判断した。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：（質疑・意見なし。）

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：（異議なし。）

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：続きまして、2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、安浦町三津口2丁目〇〇〇〇番外4筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で4,191㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成20年頃から耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 川 委 員：20番 中川です。2カ所ともどうしようもないと思う。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：（質疑・意見なし。）

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：（異議なし。）

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：続きまして、3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、下蒲刈町下島字棒業〇〇〇〇番〇外3筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で5,722㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成18年頃から耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：22番 長迫です。写真のとおり山林になっておりしょうがないと思う。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：（質疑・意見なし。）

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：（異議なし。）

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：続きまして、4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、蒲刈町大浦字鯖床〇〇〇〇番〇、地目は畑、現況は原野、面積は811㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成23年頃から耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

重 森 委 員：24番 重森です。写真のとおりです。よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：（質疑・意見なし。）

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：（異議なし。）

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の7ページから10ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したもので、7ページ農地法第4条の規定による届出が3件、8ページから10ページ農地法第5条の規定による届出が7件、計10件ございましたので、ご報告いたします。

つづいて11ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知の受理について、この1ヶ月間に「農地法第18条第6項の規定による通知に関する専決処理規程」により受理した合意解約が1件ございましたので、ご報告いたします。

議 長：次に資料1「農地台帳に関する調査を行います」及び資料2について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：資料1「農地台帳に関する調査を行います！」ですが、今年度も10アール以上の農地を所有・耕作している世帯を対象に、9月1日現在の農地の所有状況、耕作状況について調査を行います。調査票の発送は8月下旬を予定しており、提出期限は9月20日火曜日としていますが、それ以降も随時受け付けをします。この調査の周知徹底のため、8月

発行の市政だより(9月号)に調査実施の記事を掲載するとともに、全自治会で回覧する予定としています。前回の調査が50%を少し下回る回収率でしたので、前回の回収率を上回るよう委員の皆様のご協力をお願いします。

資料2、公務災害補償制度ですが、毎年10月1日から9月30日までの1年間で農業委員全員が公務災害補償制度に加入しています。今年度も9月末日で保険期間が切れますので、10月1日から1年間の公務災害補償制度に加入しようと思います。資料2の1ページ目の下に保険料が記載されていますが、B型 1, 500円に10月から加入します。なお、保険料は委員協議会から支出します。

議 長：資料の説明について、ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：(質疑・意見なし。)

議 長：そのほか、今までを通じて何かございませんか。

議 場：(意見なし。)

議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。次回総会は、平成28年8月31日水曜日 午前10時から、場所は呉市役所 7階 755号室から758号室 です。

議 長：以上で平成28年第7回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、誠にありがとうございました。

(午後2時30分)